

吹付けアスベストの 分析費補助の案内

～アスベストによる健康被害を防止するために～

アスベスト（石綿）の多くは建材として使われていますが、その中でも吹付けアスベストなどの飛散性の高いアスベストは、適切な管理や措置が必要です。

そのためには、まず、飛散性のアスベストが使われているか把握することが重要です。



●吹付けアスベストの分析費補助

補助金の額	アスベスト含有の分析調査に要する費用の10/10以内の額で、知事が適当と認める額 (1,000円未満の端数は切り捨て) (課税事業者の場合、あらかじめ消費税相当額を減額して申請すること。(*1))
補助限度額	1棟あたり25万円

●以下の、全ての要件を満たすものが対象となります。

対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の全ての民間建築物 ・アスベスト含有の吹付け建材(*2)が施工されているおそれがあるもの ・違反建築物でないもの
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・分析調査は、建築物石綿含有建材調査者が実施すること。 ・分析調査の方法は、厚生労働省で示されている分析方法(*3)によること。 ・他の補助金を利用していないこと。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の所有者（所有者の同意があれば管理者や使用者でも可）

※1) 補助対象者が消費税法の課税事業者の場合、分析事業に係る消費税を分析機関に支払うものの、その後の確定申告において、当該消費税相当額を仕入れに係る税額控除の対象として消費税納税額から控除できる（還付を受ける）ため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、原則としてあらかじめ消費税相当額を補助対象額から減額してください。

※2) 対象建材：吹付け建材のうち、アスベスト含有の恐れがあるもの

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付け
ひる石、吹付けパーライト等

※3) 平成18年8月21日付け基発第0821002号、平成20年2月6日付け基安化発第02
06003号、及び平成26年3月31日付け基安化発0331第3号厚生労働省労働基準局
通達

補助申請の流れ

STEP 1 事前相談

申請窓口に、必ず事前に申請内容についてご相談ください。

STEP 2 交付申請

●申請期間

令和8年12月18日(金) 17:00まで【必着】

●提出図書

- 佐賀県アスベスト分析事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 建築物の位置図（当該所在地を赤色で表示）
- 建築物の配置図（当該建築物を赤色で表示）
- 確認済証又は検査済証の写し
- 平面図、矩計図等（吹付け材の名称等が明記されている図面、アスベスト等の施工箇所を赤色で表示）
- 現況写真（建物外観、施工箇所（部屋全体1枚、吹付け材接写1枚））
- 建築物の所有者と申請者が異なる場合は、所有者の同意書
- 含有調査に要する費用に係る複数の事業者の見積書（分析方法を明記）
- 含有調査を行う建築物石綿含有建材調査者の調査者登録証の写し

STEP 3 実績報告

●提出期限

事業の完了後30日以内、又は、令和9年2月26日(金)の何れか早い日まで

●提出図書

- 佐賀県アスベスト分析事業実績報告書（様式第11号）
- 補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し
- 支払内訳書（別紙1）
- 事業者と締結した契約書の写し（下請負者がいる場合は、請負者と下請負者が締結した契約書等の写しを含む。）
- 建築物石綿含有建材調査者が調査した分析調査結果報告書等
- 建築物石綿含有建材調査者の調査者登録証の写し
- 調査に要した経費に係る事業者からの請求書及び支払額が確認できるものの写し（下請負者がいる場合は、下請負者の請求書及び支払額が確認できるものの写しを含む。）

事業内容に変更がある場合の手続き

交付決定を受けた後に、申請した事業内容等の変更がある場合は、事前に承認を得なければなりません。

●補助対象額に変更がある場合

1. 増額変更する場合

調査機関から変更見積もりを取った段階で、佐賀県アスベスト分析事業交付変更申請書（様式第6号）を提出してください。

※交付決定変更前に変更契約をしたり、変更した内容で分析事業に着手したりすると、増額は認められません。

2. 減額変更する場合

調査機関から変更見積もりを取った段階、若しくは、請求書が提出された段階で、佐賀県アスベスト分析事業交付変更申請書（様式第6号）を提出してください。

3. 申請を取下げの場合

交付決定の内容、又は、これに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定の日から、15日までに佐賀県アスベスト分析事業交付決定取下げ申請書（様式第4号）により取下げを行ってください。

4. 事業を中止する場合

交付決定を受けた事業を、中止しようとするときは、事前に佐賀県アスベスト分析事業中止承認申請書（様式第8号）を提出してください。

●補助対象額に変更がない場合

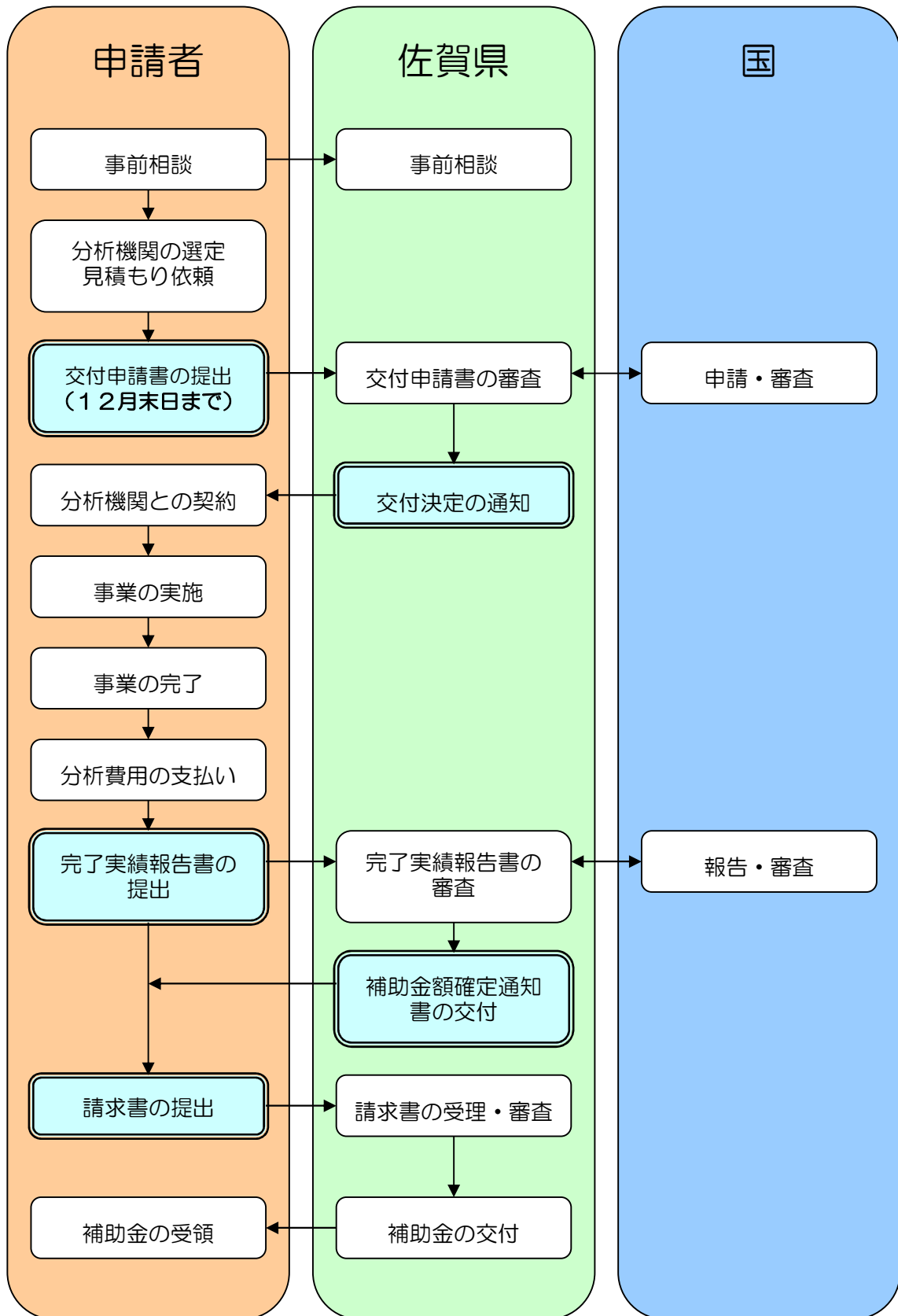
1. 額の変更を伴わない事業内容の変更の場合

事業内容を変更しようとする場合は、佐賀県アスベスト分析事業内容変更承認申請書（様式第5号）を提出してください。

2. 完了予定期日を変更する場合

当初の完了予定期日から6ヶ月以上延期する場合は、佐賀県アスベスト分析事業完了期日変更報告書（様式第7号）を提出してください。

佐賀県アスベスト分析事業の手続きの流れ（イメージ図）



アスベスト（石綿）とは

天然にできた鉱物繊維で、熱や摩耗に強く、切れにくい、薬品に強いなど、丈夫で変化しにくい特性があります。主に次の建材として使われています。

- ・鉄骨の耐火被覆の吹付け材
- ・ビルの天井などの保温断熱材や防音材
- ・屋根裏、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等



アスベスト（石綿）の危険性

アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題ではありませんが、飛散したアスベストの繊維を吸い込むことで、肺ガンや悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあります。建材の中でも、吹付け材は劣化により飛散のおそれがあり、早急な飛散防止対策が必要です。

建築物の所有者・管理者の役割

石綿障害予防規則において、建築物の所有者・管理者は吹き付けられたアスベストが劣化などにより粉じんを飛散させ、労働者がその粉じん暴露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととさせています。

石綿障害予防規則等、関係法令に従って適切に対処しなければなりません。

アスベストの分析調査について

アスベストの分析調査は、6種類のアスベスト（※4）の含有の判定を、以下の分析により調査するものです。

- 定性分析：アスベストが含有されているかどうか
- 定量分析：アスベストが何%位含有されているか

※4）クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト

申請及び相談窓口

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内1丁目1-59

佐賀県県土整備部 建築住宅課 建築指導担当

電話 0952-25-7165（直通）